様式第2号(第1条の4関係) 兼 様式第1号 (表面)												※受	付確認年	月日	
=	_		$\overline{}$		児童	董手当	認定請求	書					=	¬ '	— · ·
茅	する	の父母のうち、生計を維持 程度が高い(所得が高い) 請求者となります。	,	給要件の該当性を審査 記することに同意します		及び生計を	司じくする配	関者の住民	請求者の保険証のコヒ (お子様の保険証では		てださい。			人 [別
※太		The state of the s	<u> </u>	※認定番号	-	>	※宛名番号		- 工工年	月日 令和	6年 00月	001			
請	フリ氏	1ガナ 名		ロウ 、良ß	性 男 女	配偶者の有 無	有無	加入している 年金等	被用者ウェ	学生年金保険 国家公務員共済 国民年金		学校教職員 公務員等却 他(4)	
求者	住	〒 447-0000 所 碧南市 〇〇町 〇		日中連絡の取れる	る電話番	日 自宅(携帯)・配 90-×××		生 昭和 中成	00年0月0日	個人番号	234	5 6		90	1 2
配偶	フリ氏	ガナ	ヘキナン ハ		ア 会社 業 イ 公務	5員(勤務先 碧南		生 昭和	00 年 00 月 00 日	(※本年·前年)1月 個人番号 9	876	5 4	32	1 0	9 8
者	住	所 □ 請求者と同じ		<u>」」</u> る(00県00市00町 0	/ 5.	他(自営・パー	7.11.124.47	日		(※本年·前年)1月) ※1~5月分		▼□ 碧南	▼ 市外(1日時点の住所)	OOO市)
(18岸	量の兄に達す	が等 子 氏 の 日以 の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	名 続	柄 生 年 月 日	監護相当 生計 の有無 担の	費負 同居・別原 の別	居 海外留学を 場合の出国	年月日	 [注意] 「児童の 令和 「監護相当の有! 令和	16年1月1日 16年1月1日	の住所地をご現在の住所地	記入くだる が海外のt	≐ い。	湯	※算定対象 の場合に○
を経済を経済を経済を	過した後 る日以 3月31日	-22歳に 石用 後の最 lまでの	一郎 子	平成〇〇・〇〇・〇	00(有)無(有)無同別	1		書」をご提出ください。					認	
F	[にある			び「生計費負担の有無」 当・生計費の負担につい			· 408 '	三 月	(児童の兄姉等と児童	の合計人数が	3人以上の場	合に限る	。)	<u>_</u>	
	第何子			「児童」の合計人数が、			とを	している 年月日	住所 (請求者と異なる場合の)		量との関 該当す ☆に○印	※3歳未満の 場合に○印	※左記以外 の場合に○印	手当月客	質(円)
児	2	碧南 一	· 子 子	平成	(有無同)·維持 同 別	令和 年	E 月		未成年	(月額30,000円) 指定者 F後見人 号父母	(月額15,000円)	(月額10,000円)		
	3	碧南 二	.郎 子	平成 令和○○ ·○○ · ○	有無同)維持 同 別	令和 年	_E 月 (00市00町0丁目0 00ハイツ000		(月額30,000円) 指定者 F後見人 B父母	(月額15,000円)	(月額10,000円)		
童				お子様の面倒をみ合は「有」に〇を		一一の丁稼の			なる場合は「別」と	未成年	(月額30,000円) 指定者 F後見人 号父母	(月額15,000円)	(月額10,000円)		
		請求者の口座情報を記入 お子様の口座では受けら		ください。「無」	の場合は、		お子様の住所を記入して J居監護の申立書」の提出			未成年	(月額30,000円) 指定者 F後見人 号父母	(月額15,000円)	(月額10,000円)		
金支			銀行)		本店 支店	支店コード	1.普通		口 座 番 号	+		座名義人((カタカナ)		
融払機業		00	信用組合農協	00	営業所出張所	123	2.当座 3 その他	1	2 3 4 5 6	5 7	ヘキ	ナン	タロ	ウ	

3.その他(

出張所

太枠の中のみご記入ください。

【その他必要なもの】

- ・請求者の健康保険証の写し
- ・請求者の預金通帳(支払希望の金融機関名、支店、口座番号、口座名義(カナ)が分かるもの)の写し
- ・請求者の本人確認書類の(運転免許証やマイナンバーカード等)写し

をご提出ください。その他、状況に応じて追加で書類の提出が必要となる場合があります。

注意

- 「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。

また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住 所を右欄に記入してください。

- 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- **「加入している年金等」の欄は、「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。** −加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は
- 5 請求者の「性別」、「配偶者の有無」、「加入している年金等」及び「生年月日」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 配偶者等の「氏名」、「住所」、「職業」、「生年月日」、及び「個人番号」の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様で す。) している場合

に記入してください。

「高任」と記入してください。

「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあっ た者を含みます。

配偶者の「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1 月 1

日に「住所」の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。

7 「児童の兄姉等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子につい て、記入してくだ

さい。

- 「児童の兄姉等」の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 「児童の兄姉等」の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することが できない場

合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当し ます。

10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、「児童の兄姉等」の「海外留学をしている場合の出国年 月上の欄に、

いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。

- 11 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「児童」の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 13 「児童」の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を 含みます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合 にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住して いることを明らかにすることができる書類
- ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類 エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合 を除く。)

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。